

ふるさと“ながの”応援寄附（長野市版ふるさと納税）返礼品募集要項

1 目的

長野市の多様な魅力を伝え、地元特産品等の P R や販売促進を図るとともに、ふるさと“ながの”応援寄附の寄附者とのつながりを深めていくことを目的に提供される品物やサービスを長野市の返礼品と定義し、寄附者に贈呈する長野市の返礼品を募集する。

2 返礼品提供事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たしている者

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場・畑等の生産拠点のいずれかが長野市内にある企業・団体・個人事業主若しくは農業生産者であること、又はふるさと納税支援業務委託事業者（以下、委託事業者という）が推薦し長野市が承諾した者であること
- (2) 代表者及び役員、又はその親族について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員が含まれていないこと
- (3) 返礼品の品質等に関して苦情や問題等が生じた場合は、責任を持って対応し、解決に努めるとともに、内容について、委託事業者へ必ず報告できること
- (4) 在庫数や出荷時期など登録情報に変更が生じたときには、委託事業者と遅滞無く連絡を取り合えること
- (5) インターネットを閲覧でき、メールを介した受注体制が整っていること
- (6) 市税の滞納が無いこと

3 業務内容

返礼品提供事業者として、次の業務を行うものとする。

- (1) 返礼品の登録や在庫管理、クレーム対応については、委託事業者と連絡を取り合い対応すること
- (2) 返礼品の品質等に関するクレーム等で、商品の回収や再配送、補償等が必要となり、市が対応を求めた場合、返礼品提供事業者の負担として対応すること
- (3) 長野市がチラシや案内状等を返礼品に同封を求めた場合、これに協力すること
- (4) 複数のポータルサイトに返礼品を掲載する場合は、サイト間の在庫調整をすること

4 募集する返礼品

募集する返礼品は平成31年総務省告示第157号に定める地場産品基準等に即し、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 長野市内で生産されたもの
- (2) 重量若しくは付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合で、長野市内で生産された原材料を用い、生産されたもの
- (3) 重量若しくは付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合について、製造、加工その他の工程を長野市内で行ったもの

- (4) 長野市内で生産されているが、近隣市町村で生産されたものとの混在が避けられないもの
- (5) 長野市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもので、長野市の独自の返礼品であることが明白なもの
- (6) 前各号に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 長野市内で提供されるサービスや体験であるもの
- (8) 長野市外で提供されるサービスや体験であり、その主要な部分について長野市内で生産若しくは製造等されたものを相当程度使用しているもの
- (9) 近隣の他の市町村と共同で、それらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの
- (10) 複数の商品を組み合わせたもの（本項第 6 号に規定するものを除く。）を返礼品とするもので、組み合わせに含まれるすべての商品が前各号（第 6 号に規定するものを除く。）のいずれかを満たしているもの
- (11) 長野県から、長野市の返礼品として提供するための認定を受けたもの

5 返礼品の登録条件

返礼品提供事業者は、返礼品を長野市へ提案するに当たり、次の条件を確約するものとする。

- (1) 前項第 1 号の返礼品については、他市町村で生産されたものが一切混在しないこと
- (2) 前項第 2 号の返礼品については、提案の段階で、全ての原材料の内訳と、それぞれの原材料が全体に占める重量又は原価の割合及びそれぞれの生産地並びに製造、加工が行われる場所を本市に明示すること
- (3) 前項第 3 号の返礼品については、提案の段階で、製造、加工が行われる場所を本市に明示すること
- (4) 前項第 4 号の返礼品については、提案の段階で、混在が避けられない理由を本市に明示すること
- (5) 前項第 10 号の返礼品については、提案の段階で、組み合わせに含まれる商品が全て前項第 1 号から第 9 号（第 6 号を除く。）のいずれかに該当することを本市に明示すること
- (6) 品質及び数量において、安定して供給できる体制を整備していること
ただし、一般的に入荷が困難な品物であり、限定することにより魅力が高まるもの、予め期間や数量を決めて供給するものについては、この限りではない。
- (7) 味覚や品質、体験内容など、長野市の魅力を発信すると自信を持って推薦できるものを提供すること
- (8) 加工食品については、食品表示法に基づく表示を行い、期限期間内の 3 分の 1 以内に出荷すること
- (9) 複数日の宅配期間に耐えうる商品であること（冷蔵・冷凍選択可）
- (10) 本市が求める場合には、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること

- (11) 食品表示法等の法令に従って産地を適正に表示するなど、返礼品の生産や製造、提供などに関連して適用される各種法令を遵守すること
- (12) 総務省の地場産品基準を満たす返礼品のみを提供すること
- (13) 前2号に定める各種法令や地場産品基準に係る遵守すべき事項が記載された書類の整備や保存を行うこと
- (14) 本市が必要と認める際は、返礼品の提供状況等の実地調査や確認に応じること
ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (15) 本市が求める場合には、出荷予定の商品についてサンプルを提供できること
- (16) 青果として提供する果物については、原則として品種まで指定して提供できること
- (17) 仕入状況により条件に合った品物の提供ができない可能性がある場合は、寄附者が誤解しないようにその説明を行うこと
- (18) 事前に委託事業者と十分な調整を行い、提案を行うこと
- (19) ふるさと納税に係る指定制度の変更があった場合には、基準に沿った対応を行うこと
- (20) 他社の商品を返礼品として提供する場合は、他社の商品であること及び本市のふるさと納税の返礼品とすることについて、その会社から事前に同意を得ていることを本市に明示すること

6 優先的に紹介する返礼品について

次の返礼品については、カタログや新規寄附受付窓口での掲載など各種広報において、優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 寄附募集事業に関係性があるもの
- (2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- (3) 広報の効果を高めると考えられるもの
- (4) 広報の主体者から求めのあったもの

7 返礼品の価格設定について

寄附金額ごとに設定する返礼品の価格については、次のとおりとする。

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品を長野市へ提案し、長野市は返礼品として登録する価格と送料を合わせた金額が3割を超えない範囲で、寄附金額を定める。
- (2) 寄附金額は、千円を下回る端数の設定は行わない。

8 返礼品の提供品目数について

魅力的な返礼品に絞って登録するため、第4項第2号又は第3号の返礼品については、返礼品提供事業者ごとの提供品目数の上限を15品目までとする。

9 費用負担

商品の代金及び送料は、長野市が負担する。

商品の梱包に係る費用及び委託事業者が商品の代金を毎月支払う際の振込手数料は、返礼品提供事業者の負担とする。

寄附者から商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用は、原則として返礼品提供事業者の負担とする（ただし、配送時の瑕疵による場合はこの限りではない）。

10 長野市返礼品提供事業者としての登録

返礼品本要項により、返礼品提供事業者としての責務を理解した上で、別紙「長野市返礼品提供事業者エントリーシート」及び「誓約書」を長野市企画課へ提出をする。

また、登録内容に変更が生じた場合は、変更後速やかに、別紙「長野市返礼品提供事業者登録内容変更シート」を長野市企画課へ提出する。

送付先：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
長野市 企画課 ふるさと納税返礼品受付担当 宛
kikaku@city.nagano.lg.jp

11 募集期間

応募受付については、随時行う。

12 返礼品の登録

掲載を希望するポータルサイトを管轄する委託事業者の指示に従った提案を行い、調整が完了した品物やサービスが、長野市の魅力を伝える返礼品として基準を満たしていると判断した場合に、ふるさと“ながの”応援寄附の返礼品として登録する。なお、ポータルサイトごとに登録方法が異なるため、複数のポータルサイトへの掲載を希望する場合は、それぞれの委託事業者の指示に従うものとする。

登録の期間は、登録決定日から1年間とする。なお、事前に特段の申し出が無い場合は、登録を1年間更新する。

13 返礼品の登録内容変更

返礼品の生産地、加工地、製造地や原材料の割合など、商品自体に関する変更が生じる場合は、地場産品基準を満たさなくなる可能性があることから、必ず事前に本市に変更となる内容を届け出て、本市の承認を得ること。

また、当該変更や、価格変更などについては、変更を要するポータルサイトを管轄する委託事業者と掲載内容を調整し、速やかに必要とするデータの提供を行うものとする。

14 返礼品登録の停止

次の場合は、返礼品の登録を停止する。

- (1) 返礼品提供事業者が、登録停止希望日を含め30日前までに長野市へ返礼品の登録停止を申し出た場合
- (2) 登録期間を定めている返礼品について、定めた期間を満了し、次期の登録の意思がない場合

- (3) 登録内容に虚偽があった場合
- (4) 長野市もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
- (5) ふるさと“ながの”応援寄附（長野市版ふるさと納税）返礼品募集要項および総務省が定める地場産品基準等に定める要件を満たさなくなった場合
- (6) 返礼品の品質等に対し、寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと長野市が判断した場合
- (7) 返礼品として登録された日から2年間に1件も注文が無い場合
- (8) 同一若しくは酷似する返礼品が複数生じ、価格、品質、内容量による比較ができる時には、より好条件の返礼品に揃えることとし、その対応がとれない場合
- (9) 他社の商品を明らかにして取り扱う場合に、長野市のふるさと納税の返礼品とすることについて、その会社から停止を申し入れられた場合

15 個人情報の取扱い

寄附者の個人情報の取扱いに当たっては、次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと
- (3) 寄附者の配送情報及び配送事業者が持参する配送伝票には、個人情報が記載されているため、取扱いに留意すること。なお、個人情報が漏えいした際には、速やかに本市及び委託事業者へ報告すること。

16 相手方の責に帰すべき事由による損害賠償

虚偽の申請等により、本市に著しい損害を与えた場合又は地場産品基準等に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行があった場合など、返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由によって本市に損害が生じた場合、その生じた損害について、本市は返礼品提供事業者に対して賠償請求できるものとする。

本市の責に帰すべき事由により、返礼品提供事業者が損害を生じた場合、その生じた損害について、返礼品提供事業者は本市に賠償請求できるものとする。

17 委託事業者

次の事業者は、それぞれが管轄するポータルサイトの掲載に向けた返礼品の調整とふるさと納税確保に向けて必要な業務と提案を行う。

- (1) 全国農業協同組合連合会（全農ECソリューションズ株式会社）
管轄ポータルサイト：ふるさとチョイス、セゾンのふるさと納税
- (2) 株式会社さとふる
管轄ポータルサイト：さとふる、Yahoo!ふるさと納税
- (3) レッドハウスコーポレーション株式会社
管轄ポータルサイト：楽天のふるさと納税、au PAYふるさと納税、ふるなび、JRE MALLふるさと納税、まいふる、Amazonふるさと納税